

# 令和4年度 高齢者福祉事業のご案内

福津市では、介護保険制度で利用できるサービス以外に、65歳以上の高齢者の方を対象とした下記のサービスを実施しています。介護認定の有無や世帯状況など、サービスによって利用要件が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

## 身体状況と利用できるサービス早見表

身体状況	① はり・きゅう治療費補助	② 地域支えあい連絡カード(見守りキーホルダー)	③ すまいるパワーアップ	④ 配食サービス	⑤ 緊急通報システム	⑥ 高齢者住宅改造費補助	⑦ 介護用品購入費助成 (要介護3以上、市民税非課税世帯)
要介護	○	○	○	○	○	○	○
要支援	○	○	○	○	○	○	○
介護予防	○	○	○	○	○	○	○
元気	○	○	○	○	○	○	○



### <問合せ・申込み先>

福津市役所 高齢者サービス課高齢者福祉係  
 電話 0940-43-8298 FAX 0940-34-3881

## ① はり・きゅう治療費補助

健康増進のため、はり・きゅう施術料の一部を補助します。

【利用要件】65歳以上の人(65歳に達する月を含む。)

【利用方法】「福津市はり・きゅう施術登録証」を施術所に持参してください。

【利用回数】月5回まで、1回の施術につき500円の助成が受けられます。

【申込方法】印鑑、身分証明書(保険証など)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください。(家族による代理申請可。)



## ② 地域支えあい連絡カード(見守りキーホルダー)

緊急時や災害時だけでなく、日ごろから地域で支えあう仕組みづくりのため、地域支えあい連絡カードの登録をおすすめしています。登録された情報は台帳として整備し、民生委員・児童委員協議会などの地域の支援団体と情報を共有して、災害時の安否確認や避難支援、日ごろの見守り活動などに活用しています。登録者には、見守りキーホルダーとシールをお渡しします。

【利用要件】65歳以上で在宅で生活している人

【申込方法】印鑑をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください。  
(家族による代理申請可。)

また、地域の民生委員さんがお勧めに来られる場合があります。



## ③ すまいるパワーアップ

筋力の低下による閉じこもりや、転倒による要介護状態への移行を予防するため、健康増進室の利用料の一部を補助します。

【利用要件】65歳以上の福津市の介護保険被保険者

過去6ヶ月以上介護保険料並びに国民健康保険税若しくは  
 後期高齢者医療保険料を滞納していない人  
 申請日の過去1年以内に特定健診または後期高齢者健診  
 受診している

【利用回数】1年間に25回まで、1回につき110円で利用できます。  
(通常利用は330円です。)

【申込方法】印鑑と介護保険証、特定健診等のコピーをお持ちの上、  
 高齢者サービス課又は、健康増進室(☎0940-34-3345)にお越しください。



#### ④ 配食サービス

心身機能の低下により食事の準備が困難な人に、栄養バランスのとれた夕食(弁当)を**定期的**にお届けし、配達時には**安否確認**をおこないます。

【利用要件】65歳以上であり、ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯で、身体的に虚弱等の理由から**食の確保が困難であり、世帯外部からの見守りが必要な人**

【利用回数】夕食(普通食)のみ、週5回まで利用できます。申込時に希望回数(曜日)をお知らせください。

【利用料金】1食につき420円です。

【配達業者】次の4業者の中から1つ選びます。  
一度業者が決まった後の変更は特別な事情がない限りできませんので、ご注意ください。そのため、**事前に試食をおすすめしています。** ※試食にかかる費用は**全額自己負担**となります。

- 宅配クック123 宗像店
- 配食のふれ愛
- 配食サービス ころっけ(日曜日休み)
- まごころ弁当 宗像店 (日曜日休み)

※その他、年末年始にお休みの場合があります

【申込方法】印鑑、介護保険証、障害者手帳(ある人)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください。  
(家族やケアマネジャー等による代理申請可。)

※**申込後は市で審査を行い、利用の可否を決定します。**  
買い物や調理ができる場合、一時的な利用の場合、世帯外部からの見守りが必要だと判断できない場合等は、利用できないことがあります。



#### ⑤ 緊急通報システム

発作を伴う病歴等により、緊急時の対応に不安がある人のご自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時の連絡手段の確保をおこないます。(24時間体制で相談員・看護師が対応します。)

【利用要件】65歳以上であり、ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯で、**心臓疾患や脳血管疾患などの発作を伴う病歴がある人**

※緊急時の連絡先として、**協力員(ご近所にお住まいの3人程度)の登録**が必要です。  
登録の際は、申請書類に氏名や住所等の記入・承諾印をいただく必要があります。

【申込方法】市高齢者サービス課へご相談ください。

※**申込後は市で審査を行い、利用の可否を決定します。**



#### ⑥ 高齢者等住宅改造費補助

安全な在宅生活の支援と、介護負担の軽減を目的とし、高齢者等に配慮した住宅改造をおこなう際に必要な資金の一部を補助します。

【利用要件】**下記<1>～<3>を全て満たす必要があります。**

- <1> 介護保険制度の住宅改修の**支給限度額(20万円)をすでに超えていること。**
- <2> 次のいずれかに該当する65歳以上の人、またはその人と同居している人
  - ◎ 要支援1以上の介護認定を受けている人
  - ◎ 1級または2級に該当する障害者手帳の交付を受けている人
  - ◎ 障害の程度がAに該当する療育手帳の交付を受けている人
- <3> <2>の人の世帯が**生活保護世帯**、または<2>の人の世帯の生計中心者が**住民税および前年所得税非課税の世帯**であること。

【対象箇所】浴室、便所、玄関、廊下、台所、階段、居室、洗面所、その他高齢者等が利用する箇所で、かつ高齢者等の自立が助長され、介護される方の負担軽減となるもの。  
ただし、住宅の補修工事・増改築工事等は認められません。

【助成金額】1住宅につき限度額30万円(補助金は、**1住宅につき1回に限り**ます。)

【申込方法】必ず**工事着工前**に市高齢者サービス課へご相談ください。

#### ⑦ 介護用品(紙パンツ等)購入費助成

重度の要介護状態にある在宅の高齢者の方を対象に、衛生の維持と介護される方の経済的な負担軽減を目的に、紙パンツ等の介護用品購入にかかる費用を助成します。

【利用要件】65歳以上で、要介護3以上の介護認定を受けており、かつ市民税非課税世帯で、常時

紙パンツ等の介護用品を使用している人

【利用方法】2種類の方法より選択できます。

- A. 現物給付・・・月に1度、**業者による配達**(市指定の商品一覧から選択します。)
- B. 償還払い・・・**一般の小売店等で各自介護用品を購入し、半年に1回**領収書を添付した請求書を提出いただく方法  
※提出された領収書は、医療費控除を受けることができません。

【費用負担】利用限度額:上限5,000円/月

利用者負担:上限5,000円以内の1割

※**5,000円を超えた場合の超過分は全額自己負担になります。**

(例)月に6,000円分の紙パンツ等を購入した場合、  
自己負担は、500円(助成対象分)+1,000円(超過分)=1,500円/月

【申込方法】印鑑、介護保険証、障害者手帳(ある人)をお持ちの上、市高齢者サービス課窓口へお越しください。(家族やケアマネジャー等による代理申請可。)